

政策会議付議事案書 (令和8年1月6日)

提案課名 健康づくり課 こども家庭支援課

報告者名 渋谷ちづる 深川やよい

<p>事案名</p>	<p>はだの女性ヘルスケアセンター (仮称) の開設に向けた取組について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>本市では、令和3年以降、4年連続で人口の社会増が続き、30代、40代の子育て世代の転入者が増えており、若い世代のさらなる転入増に向けて、「女性とこどもが住みやすいまちづくり」を推進する必要があります。</p> <p>また、令和6年度に国が策定した「健康日本21 (第3次)」では、性差に着目し、生涯を通じた女性の健康についての取組の必要性が示されており、本市が同年度に策定した「健康はだの21 (第5期)」の計画期間内での具体的な施策の展開が求められています。</p> <p>女性は、ホルモンの影響により、ライフステージごとにかかりやすい疾患があるため、すべての年代の女性の健康課題を総合的にサポートする体制を整えていくことが重要となりますが、思春期から老年期に至るまでの女性の健康に係る相談等に総合的に対応するためには、一医療機関の取組だけでなく、市内医療機関との連携も必要となることから、段階的にその仕組みを構築していく必要があります。</p> <p>そこで、本市において最優先の課題となっている産後ケアの充実を通して、市内医療機関との連携体制の構築を図り、将来的に、女性の生涯の健康を総合的にサポートする「はだの女性ヘルスケアセンター (仮称) (以下「センター」という。)」の開設を目指すものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 市議会からの産後ケア事業に関する質問・要望について 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、特に宿泊型産後ケアの拡充について、多くの議員から意見・要望が出されている。 特に、秦野赤十字病院内での開設については、秦野赤十字病院運営協議会での要望事項として挙がっている。</p> <p>2 関係機関との協議等について 令和7年4月 女性の健康課題及び産後ケア実施に係る助言や委託業務について、 県内産婦人科病院(※) と開始 (※) 県内で産婦人科・小児科を標榜する病院：同副院長 (助産師会会長) が西湘及び湘南西部地域で産後ケアを展開していく必要があると考えており、本市の考えと合致。 5月 秦野赤十字病院内で市直営の日帰り型産後ケアを開始 8月 女性の健康課題解決に向けた今後の方針及び産後ケアに係る補助金の可能性、法的な制約等について神奈川県に相談 市内精神科医療機関と産後うつ等の支援協力の可能性について意見交換を実施</p>	

経過・検討結果	<p>10月 女性の健康課題解決に向けた今後の方針及び、産後ケアの拡充について、「はだの女性とこどもの活躍支援アドバイザー」の吉村泰典氏から助言を受ける 市内産婦人科医療機関と今後の方針及び産後ケアに係る意見交換を実施</p> <p>12月 県へ方針の進捗報告及び相談</p> <p>※なお、センター開設に向け、県等の補助金による財源確保に努めながら、体制整備を推進するに当たって、必要な支援を協力医療機関に対して行うものです。</p>
決定等を要する事項	<p>1 県内産婦人科病院への委託による宿泊型産後ケアを実施すること</p> <p>2 市内医療機関と連携し、「女性医療コンシェルジュ（仮称）（以下「コンシェルジュ」という。）」を配置するとともに、女性の健康課題を総合的にサポートする、センターの開設に向けて取り組むこと</p>
今後の取扱い	<p>令和8年 4月 県内産婦人科病院への委託による、新たな宿泊型産後ケアの開始 県、市内関係医療機関等との協議を継続 市内産婦人科及び精神科病院との連携体制について検討 センター開設に向けた検討を継続</p> <p>令和9～ 11年度 市内医療機関等を活用した宿泊型産後ケアを開始 産後ケア施設内にコンシェルジュを配置 センター開設に向けた実施体制の構築 市内産婦人科及び精神科病院との連携体制の構築</p> <p>令和12年度 市内医療機関内に、センターを開設 センター内に、コンシェルジュを配置</p>

はだの女性ヘルスケアセンター（仮称）の開設に向けた取組について

令和 8 年 1 月 6 日

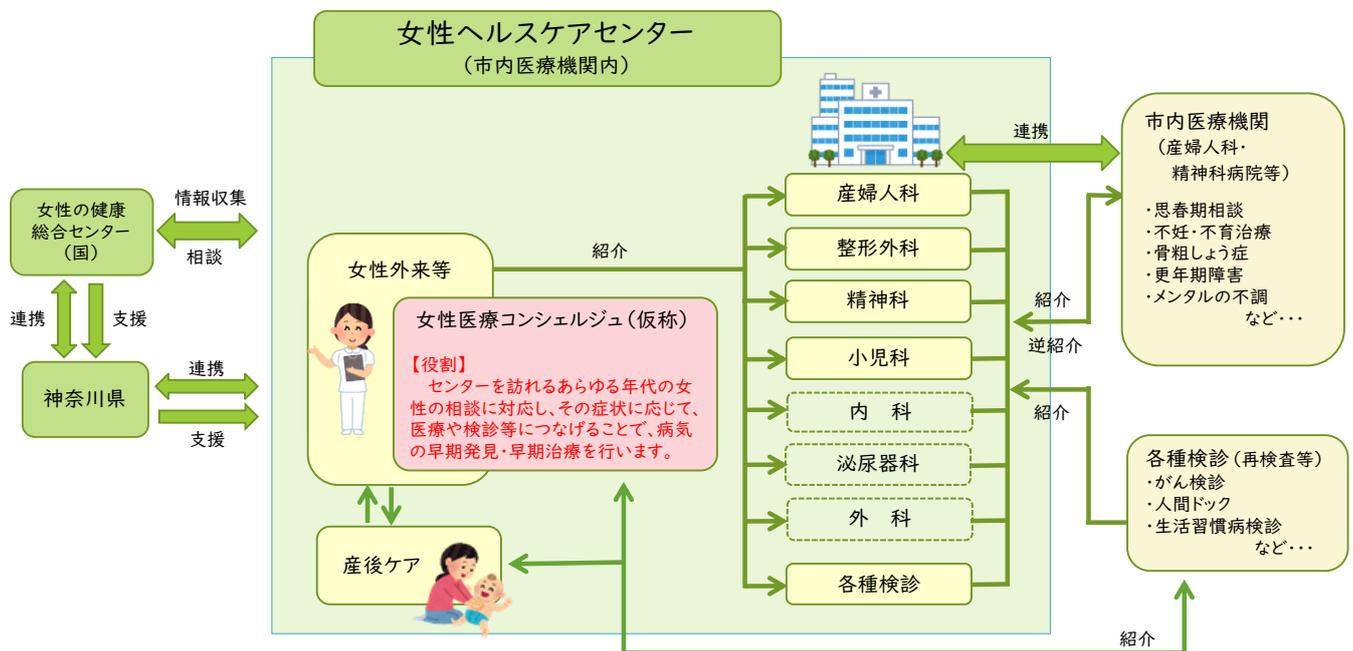
健康づくり課・こども家庭支援課

1 「はだの女性ヘルスケアセンター（仮称）（以下「センター」という。）」とは

思春期から老年期に至るまでの女性特有の相談や医療にワンストップで対応し、市内医療機関との連携のもと、女性の生涯にわたる健康を総合的にサポートする中核機能として、市内医療機関内への開設を目指すものです。

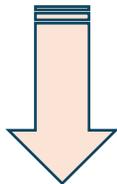
具体的には、センター内に看護師等による「女性医療コンシェルジュ（仮称）（以下「コンシェルジュ」という。）」を配置し、ワンストップで女性特有の相談に応じるとともに、その症状に応じて、必要な医療や検診等につなぎます。

【女性ヘルスケアセンターのイメージ】



2 センター開設に向けて取り組むべきこと（開設後の取組内容も含む。）

<p>(1) 女性に特化した診療体制の拡充</p> <p>市内医療機関内における女性外来を中心に、内科、外科、産婦人科（不妊治療を含む）、精神科などの診療科が連携し、総合的な診療を提供することができよう、相談機能の充実や精神科病院など、地域の医療機関との連携体制を構築する必要があります。</p>
<p>(2) 産後の女性の身体とこころのケアの充実</p> <p>特定妊婦や要保護児童等、支援を必要とする家庭の割合が増加するとともに、産後うつも問題となっていることから、希望する人が誰でも利用することができるユニバーサルサービスとして、産後ケアの機能の拡充が求められています。</p>
<p>(3) 小児医療の充実</p> <p>今後、市内の小児科医の減少が懸念される中、乳児（新生児を含む。）が、身近なところで受診ができるよう、市内診療所との連携や救急診療体制の維持により、診療体制を充実する必要があります。</p>
<p>(4) 未病対策と早期治療の充実</p> <p>地域医療との連携を図り、女性特有のがん検診や骨粗しょう症、更年期症状などへアプローチできる支援体制を構築する必要があります。</p> <p>また、思春期から性成熟期世代への支援やプレコンセプションケアなど、企業や学校と連携した取組も求められています。</p>
<p>(5) 様々な情報収集と人材育成</p> <p>思春期から老年期に至るまでの女性特有の相談や医療にワンストップで対応するためには、様々な情報を収集し、調査・分析するとともに、その情報を現場に活用することができる人材を育成する必要があります。</p>



センターの開設に向けては、その取組が多岐にわたることから、本市の喫緊の課題である産後ケアの充実を通して、各診療科及び市内医療機関との連携体制を構築するものです。

3 年度別取組事項

(1) 令和8年度

ア	市内の閉院した医療機関を活用し、県内産婦人科病院への委託による宿泊型産後ケアを開始
	・市内産科有床診療所の出生取扱件数の増加に伴う入院期間短縮により、宿泊型産後ケアの受入れが困難な状況に対し、緊急措置的な宿泊型産後ケアを実施
イ	市内医療機関内での産後ケア開始に向けた検討
	・医療機関内に他の施設を設置する場合、構造上・運営上の独立性の確保など医療法上の制限により施設利用に課題があるため、医療法の規制緩和や県全域が指定されている国家戦略特区の活用など、県主導による課題解決に向けた関係機関との調整 ・産後ケア開設に向けた運用や施設整備等について市内医療機関と協議
ウ	センターの開設に向けた関係医療機関との協議
	・市内産婦人科医療機関や精神科病院等との連携体制の構築に向けて関係医療機関と意見交換を実施 ・コンシェルジュの運用や人材確保などについて県内産婦人科病院と協議・検討

(2) 令和9年度～11年度

ア	市内医療機関を活用した産後ケアを開始
	・センター開設に向けて、令和8年度に開始した宿泊型産後ケア事業を、市内医療機関内に移設し実施 ・コンシェルジュを産後ケア施設内に配置し、院内の各診療科との連携体制の基盤づくり
イ	センター開設に向けた実施体制の構築
	・女性特有の疾患等に対する診療体制及びコンシェルジュとの連携について、院内及び地域の産婦人科医療機関と協議・検討 ・センターにおけるメンタルヘルスケアの機能を補完するため、精神科4病院と連携体制を構築 ・女性の健康の包括的支援に係る取組に対する国県等からの支援について、県と協議



産後ケアを通して構築した院内連携体制を基盤として、センターに移行

(3) 令和12年度

	市内医療機関内に「はだの女性ヘルスケアセンター（仮称）」を開設
	・コンシェルジュをセンターに配置し、あらゆる女性の健康及び医療に対する総合的なサポートを開始 ※なお、取組の進捗状況に応じて、早期の開設に努めるものです。